

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
令和3年度入間飛行場周辺移転措置事業に係る建物等調査再算定業務一式	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 扇谷 治 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和3年7月6日	株式会社本州 埼玉県川口市東川口5-10-33	9030001077167	一般競争入札	1,694,000円	1,650,000円	97.40%				
令和3年度百里・入間飛行場周辺移転措置事業に係る不動産鑑定評価業務一式	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 扇谷 治 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和3年7月6日	見える評価研究所 千葉県八千代市勝田台北3-26-23		一般競争入札	5,634,200円	379,500円	6.74%				
横田飛行場周辺（3）住宅防音事業に係る事務手続補助等業務（その1）一式	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 扇谷 治 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和3年7月8日	行政書士井田道子事務所 東京都練馬区関町北5-19-32-Ⅲ707		一般競争入札	17,904,778円	10,472,440円	58.49%				
宇都宮飛行場周辺（3）住宅防音事業に係る事務手続補助等業務（その1）一式	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 扇谷 治 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和3年7月8日	行政書士法人青藍会近藤関口事務所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-12-24小峰ビル2F	6030005001844	一般競争入札	12,404,257円	5,628,459円	45.38%				
入間飛行場周辺（3）住宅防音事業に係る事務手続補助等業務（その2）一式	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 扇谷 治 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和3年7月8日	行政書士服部事務所 埼玉県川越市南台2-2-54日東ビル2F		一般競争入札	16,280,424円	9,540,377円	58.60%				
百里及び霞ヶ浦飛行場周辺（3）住宅防音事業に係る事務手続補助等業務（その1）一式	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 扇谷 治 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和3年7月8日	柏中央行政書士事務所 千葉県柏市中央1-3-30-203		一般競争入札	11,112,228円	5,897,760円	53.07%				
令和3年度使用料算定に係る立川宿舎外4施設の不動産鑑定評価業務及び朝霞駐屯地外41施設の意見書提出一式	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 扇谷 治 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和3年7月8日	株式会社黒田不動産鑑定 千葉県木更津市中央1-4-9	6040001075552	一般競争入札	3,954,772円	1,408,000円	35.60%				
令和3年度北関東防衛局（調達部建築課・設備課）積算補助役務労働者派遣一式	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 扇谷 治 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和3年7月21日	パーソルテンプスタッフ株式会社 東京都渋谷区代々木2-1-1	1011001015010	一般競争入札	4,470,510円	4,164,633円	93.16%				
令和3年度陸上自衛隊朝霞駐屯地新座第3宿舎施設測量調査等業務一式	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 扇谷 治 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和3年7月26日	株式会社ヤスナミ測量設計 埼玉県越谷市千間台東2-7-16	5030001064904	一般競争入札	1,872,200円	1,067,000円	56.99%				
令和3年度海上自衛隊下総航空基地下総宿舎外施設測量調査等業務一式	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 扇谷 治 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和3年7月26日	株式会社福田測量 東京都世田谷区奥沢5-33-11	9010901010534	一般競争入札	3,709,200円	3,410,000円	91.93%				
令和3年度海上自衛隊八雲宿舎施設測量調査等業務一式	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 扇谷 治 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和3年7月26日	株式会社福田測量 東京都世田谷区奥沢5-33-11	9010901010534	一般競争入札	2,290,200円	913,000円	39.87%				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。